

インド知的財産ニュースレター

第 2021-3 号
2021 年 8 月 12 日

商工省関連議会常任委員会による 161 回報告書 「インドにおける知的財産権制度の見直し」

発行者

株式会社サンガムIP

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17

アイオス永田町 319

www.sangamip.jp

免責事項

本ニュースレターは、インドの知的財産に関する情報を届けることを目的としており、個別の法律問題について回答やアドバイスするものではありません。仮に本ニュースレターに記載されている内容そのものまたはその誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても筆者または筆者が属する会社や事務者は一切責任を負いません。

商工省関連議会常任委員会による 161 回報告書

「インドにおける知的財産権制度の見直し」

Lakshmikumaran & Sridharan¹

株式会社サンガム IP²

2021年7月23日に、商工省関連議会常任委員会（Department Related Parliamentary Standing Committee）は第161回報告書「インドにおける知的財産権制度の見直し」（Review of the Intellectual Property Rights Regime in India）をインド議会の上院（Rajya Sabha）に提出しました。本報告書において、当委員会は、インドにおける知的財産権制度の全体的なシナリオ、イノベーションと起業家精神の促進におけるその貢献、およびその強化における制約を観察し、分析しました。本報告書の中で、当委員会は、インド商工省の管轄下であり、知的財産庁（IPO）を管轄するとともに、インドにおける知的財産権に関連する様々な法律の管理の中心となっている商工省産業国内取引促進局（DPIIT: Department for Promotion of Industry and Internal Trade）に対していくつかの提言を行っています。

今回は、当委員会がインド特許法について商工省産業国内取引促進局に対してどのようなことを提言したかについて紹介します。

1) 知的財産審判委員会

知的財産審判委員会（IPAB: Intellectual Property Appellate Board）^{3,4}は、特許、商標、地理的表示、著作権、植物品種保護に関する事項について、知的財産庁の管理官（Controller）または登録官（Registrar）の審決（指示、指令など）に異議（Appeal）を唱えるための上訴機関として機能していました。

しかしながら、2021年4月4日に、知的財産審判委員会が突然廃止され、商事裁判所や高等裁判所がこれに代わって裁定を行うことになりました。知的財産審判委員会の廃止により、迅速な処理に悪影響を及ぼす可能性や、案件の保留期間がさらに長くなる可能性があることから、当委員会では以下のように提言しています。

- 知的財産審判委員会が知的財産権関連の裁定において重要な役割を果たしていたことから、知的財産審判委員会の廃止を再検討すること。
- 知的財産審判委員会を再構築し、それに権限を与え、より構造的な自治権、インフラを与え、行政改革を行って強化すること。

¹ ニューデリー、インド、<https://www.lakshmisri.com/>

² 東京・日本、<https://www.sangamip.jp/>

³ [インド知的財産審判委員会（IPAB）の構成、機能、および現状（前編：構成、機能）](#) « 新興国等知財情報データベース 公式サイト (inpit.go.jp)

⁴ [インド知的財産審判委員会（IPAB）の構成、機能、および現状（後編：現状）](#) « 新興国等知財情報データベース 公式サイト (inpit.go.jp)

- 知的財産審判委員会が案件を処理する際に最適なパフォーマンスを発揮できるように、職員や経験豊富な人材をタイムリーに任命できるようにすること。

2) 特許法第3条の特許性基準の見直し

1970年の特許法第3条⁵は、現在のインドの知的財産権制度では特許を受けることができない様々なカテゴリーの発明（不特許事由）を規定しています。当委員会は、第3条に関して以下のような見解を述べています。

- 第3条(b)は、公序良俗に反する発明や、人、動物、植物、環境に有害な発明の特許化を禁止しています。当委員会は、現在の第3条(b)の文言では、社会的に有用な発明に対する特許保護が拒否される可能性があると考え、第3条(b)の文言を以下のように修正することを推奨しています。
 - 社会的に有用な発明や技術革新に対する特許保護を拒否する際に、管理官が恣意的に権力を行使してしまうことを防ぐためのセーフガード／チェックアンドバランス・メカニズムを盛り込むこと。
 - 特許性の除外を、当分の間有効な法律で禁止されている発明のみに限定すること。
- 第3条(c)は、単なる発見を特許化することを禁止しています。当委員会は、非生物物質の発見に特許を付与することの実現可能性と、このような特許による公共の利益への影響を調査することを提言しています。
- 第3条(d)は、既知の物質の新規の形態（新規の形態が優れた効能を示す場合を除く）、新規の特性、または新規の用途の発見の特許化を禁止しています。当委員会は、第3条(d)が、国際協定に合致しつつ、特に医薬品分野での特許のエバーグリーン化（evergreening）を防ぐセーフガードとして機能していることを確認しました。そこで、当委員会は次のように推奨しています。
 - 我が国のような発展途上国の国民の利益を守るために、第3条(d)の特許性基準を維持すること。
 - 第3条(d)に基づく、有効な増分発明（incremental invention）の特許化が拒否されてしまうという懸念を解決しつつ、そのような誤った解釈を避けるために、第3条(d)に拡大的な意味を与える可能性を検討すること。
- 第3条(j)は、植物、種子、品種、種、および植物の生産や繁殖のための基本的な生物学的プロセスの特許化を禁止しています。当委員会は、革新的な植物品種や繁殖技術の開発を促進することで農業を発展させることが可能な植物や種子の特許化を認めることの妥当性を検討するよう勧告しています。さらに、当委員会は、農家の利益を守るために、インド政府をこのような特許の参加者とする（インド政府を共願者にする）ことを前提条件として、このような特許を認める場合の影響評価を行うことを推奨しています。

⁵ 「インド特許実務ハンドブック」、一般社団法人発明推進協会、2018年11月、ページ123

3) 人工知能の保護

現行の知的財産法に、主に第3条(k)の不特許事由のハードルがあるために、人工知能関連の発明や人工知能が生成した発明を保護する手段はありません。さらに、人工知能による発明、著作、知的財産権の所有を促進するための知的財産権法が不足しています。この点について、当委員会は以下の注目すべき提言を行っています。

- 人工知能関連の発明を知的財産権として保護するために、別のカテゴリーの権利を用意すること。
- このような新しい技術を取り入れるために、既存の法律を見直すこと。
- 具体的な成果や実用性に基づくアルゴリズムや数学的手法の特許化の枠組みを合理化することで、インドの特許制度を欧州連合や米国の制度と同等にすること。

4) 強制実施権

インド特許法は、一定の例外的な状況下において、特許された医薬品を製造または輸出するために、他の企業または自然人に対して有効な特許に関する強制実施権を設定する特別な権限をインド政府に与えています。そのような状況としては、国家の非常事態や極度の緊急事態、または特許発明の公共の非商業的使用が含まれます。当委員会は、国が現在直面している国民保健上の非常事態のため、新型コロナウイルス感染症の治療のための医薬品およびワクチンの生産、入手、アクセスが不十分であることに対処するため、この関連の医薬品およびワクチンの生産に強制実施権を付与することを推奨しています。

5) 特許の国内実施報告

インドで特許を取得した特許権者（およびライセンシー）は、その特許のインドにおける商業規模の実施に関する詳細を、様式27 (Form 27)⁶を用いて、継続的に、知的財産庁に提出しなければなりません。インドにおいて特許発明が十分に実施されていないことは、第三者にその特許に対して強制実施権を付与する根拠となり得ます。当委員会は、特許発明の実施に関する詳細の提出が法律の順守を促進するために不可欠であることを認めつつ、大学、研究開発機関、スタートアップ、小規模企業については、情報提供の義務を緩和することを推奨しています。

6) パテント・プロセキューション・ハイウェイ

インド商工省産業国内取引促進局と日本特許庁（JPO）の間で合意された3年間有効のパテント・プロセキューション・ハイウェイ（PPH）試行プログラムは、2年目に入りました。当委員会は、現在の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、特に医薬品、医療機器、ワクチンなどの分野の発明について、他国との間でも PPH プログラムを開始すべきと提案しています。

⁶ [「インド特許法 146 条、特許規則 131 に基づいて提出する「国内実施報告書」の様式\(FORM 27\)の、特許規則改正 2020 年前と後の比較」、株式会社サンガム IP ニュースレター第 2021-1 号、2021 年 2 月 12 日](#)

7) その他の注目すべき点

- 出願人の意思に反して特許出願が放棄されたり、特許権が失効したりする可能性のある軽微な誤りや過失（特許法 21(1)）を容認するために、法律の規定に一定の柔軟性を持たせること。そこで、当委員会は次のことを推奨しています。
 - 特許が放棄されたとみなされる前にヒアリング（管理官や記録管に口頭で事情を説明する機会）を行う仕組みを用意すること。
 - 出願人／特許権者の善意の過失に対して、追加の庁手数料を納付することで過失を帳消しにできるなどの救済措置の仕組みを用意すること。
 - インド特許庁のウェブサイトの近代化、アップグレード、メンテナンスのための適切な措置をとり、さまざまな情報にアクセスできる直感的でユーザーフレンドリーなウェブサイトにすること。
 - 知的財産権の紛争を迅速に解決するために、仲裁や調停などの代替的な紛争解決メカニズムの構築を促進すること。
 - 様式 27 に虚偽の情報を提供した場合の 6 か月間の懲役（特許法 122 条(2)）など、一部の法的規定の厳しさを検討し、そのような厳しい規定を、違反した場合の実質的な金銭的ペナルティに置き換えること。
-